生涯現役地域づくり環境整備事業委託要綱

募集要項別添２

（通則）

第１条　生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

（委託事業の目的）

第２条　委託事業は、高年齢者等の雇用・就業支援の取組と、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取組との連携を緊密にし、また、多様な資金調達の取組も促していくことで、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すとともに、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し他地域への展開・普及を図ることを目的とする。

（委託先）

第３条　委託事業は、沖縄労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができると認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。

（委託の申入れ）

第４条 委託者は、受託者として適当と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第１号「生涯現役地域づくり環境整備事業受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

（受託書等の提出）

第５条　前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から14日以内に、様式第２号「生涯現役地域づくり環境整備事業受託書」に様式第３号「生涯現役地域づくり環境整備事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。実施計画書の記載内容については、「生涯現役地域づくり環境整備事業（令和４年度開始分）に係る企画書募集事項」（以下「募集事項」という。）に基づき作成され、厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課が設置する「生涯現役地域づくり環境整備事業企画書等評価委員会」において選抜された事業構想に沿ったものとすること。

２　前条の申入れを受けたものが、委託事業について再委託を行うことを予定する場合は、契約締結前であっても、次条に規定する契約書第８条第２項前段で定めるものと同様の書類を、「生涯現役地域づくり環境整備事業受託書」及び実施計画書と併せて提出するものとする。

３　第１項の規定により、受託書を提出した者は、速やかに委託事業を実施する区域内の市町村又は都道府県から様式第４号「同意書」を徴し、委託者を経由して支出負担行為担当官沖縄労働局総務部長に提出しなければならない。

（実施計画書等の審査及び契約の締結）

第６条　委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官沖縄労働局総務部長が、様式第５号「生涯現役地域づくり環境整備事業委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第８第２項前段の承認を必要とするものとする。

（表明確約）

第７条　受託者は、契約書第33条及び第34条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。なお、募集要項に基づき作成、提出された募集要項第２－２「暴力団等に該当しない旨の誓約書」をもって、受託者が確約したものとする。

２　受託者は、契約書第33条及び第34条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約し、様式第25号「下請人等が暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出しなければならない。

（契約書）

第８条　委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。